

高齢者虐待の防止のための指針

芝山町地域包括支援センター

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

本事業所では、虐待の発生又はその再発を防止するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止検討委員会の設置

(1) 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 委員会の委員長は所長が務める。

(3) 委員会の委員は、地域包括支援センター職員及び関係課職員をもって構成する。

(4) 委員会は、年1回以上、委員長の招集により開催する。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

② 虐待防止のための指針の整備に関すること。

③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること。
- (6) 高齢者虐待防止の担当者の選任
- 高齢者虐待防止の担当者は、社会福祉士とする。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上、実施又は県等が実施する研修会に参加するものとする。また、新規採用時には別途、虐待防止のための研修を実施又は外部研修に参加するものとする。
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し保存することとする。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族又は職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関等に説明を行う。

- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省老健局)、「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」、「芝山町高齢者虐待対応の流れ」を参考に対応することとする。

7 身体拘束等の適正化に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の行動の自由を制限する行為であり、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き行ってはならない。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の検討・確認

身体拘束を行う場合には、虐待防止検討委員会により緊急やむを得ない場合の「3要件」(切迫性・非代替性・一時性)の全てを満たしているか検討、確認する。

(3) 利用者や家族に対する説明

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(様式1)をもとに利用者等への説明と同意を得て行う。

(4) 記録と再検討

身体拘束に関する状況については、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」(様式2)を用いて経過を記録し、早期解除に向けて身体拘束の必要性や方法を随時検討する。

8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、関係機関の窓口を案内する等の支援を行うこととする。

9 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

10 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また、町ホームページにも掲載する。

11 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附 則 この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

【様式 1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 あなたの状態が下記のＡＢＣをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 芝山町地域包括支援センター

代表者 芝山町長 麻生 孝之 印

記録者 印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 印
(続柄)

【様式 2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○ ○ ○ ○ 様

[illegible]